見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和８年11月６日

分任支出負担行為担当官
中部管区警察局石川県情報通信部長
山地　稔

記

１　案件内容

(1)　件　　名　ネットワーク接続環境（移動回線）　２回線

(2)　案　件　内　容　別添仕様書のとおり

２　見積書提出期限

令和８年11月19日（木）12時00分

３　見積金額について

仕様書に示すネットワーク接続環境の利用に要する初期費用及び月額利用料（１箇月分）を記載すること。

なお、契約相手方の決定については、２年間継続利用した場合の金額により比較するものとする。

中部管区警察局石川県情報通信部

オープンカウンター方式による見積依頼について（共通事項）

・随意契約を前提とした見積依頼です。
・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格を提示された事業者を契約の相手方とします。
・**参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡ください。**

《留意事項》

１　見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4)　警察当局から、暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)　秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承認が得られている者であること。

２　連絡先（見積書等の問い合わせ先及び提出先）

〒920-8553　石川県金沢市鞍月１丁目１番地
中部管区警察局石川県情報通信部通信庶務課経理係
代表電話番号　076-225-0110　（内線6042）
ＦＡＸ番号　076-225-0208
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ishikawa.CGA@npa.go.jp

※　説明等を受けるため来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。

３　見積書提出方法

原則として、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））により提出するものとします。ただし、これにより難い場合には、電子メール又は郵送によることも可能とします。なお、見積書の作成は原則として別添「見積書記載要領」のとおりとしますが、案件毎に公示する「見積依頼書」において別途指示がある場合はそれに従ってください。

(1) 電子調達システムによる場合【原則】
　当該システムに定める手続きに従い提出してください。
　なお、システムに金額を入力するのみではなく、必ず「見積書」を添付してください。

(2) 電子メールによる場合
　２連絡先に記載のメールアドレスへ送付の上、送付した旨を電話で連絡してください。

(3) 郵送する場合
　封筒の表に「オープンカウンター見積書在中（件名記載）」と記載し、２連絡先に記載の宛先まで送付してください。

５　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

(1) １の資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書
(2) 金額を訂正したもの
(3) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確なもの
(4) 不当な価格のつり上げ又はつり下げ、談合等の背信又は連合と認められる見積書及びその疑いがある見積書
(5) 同じ者から２通以上提出された見積書
(6) 提出期限までに到達しなかったもの
(7) 別添「見積書記載要領」に記載の必須事項を満たさないもの
(8) 見積依頼書に別途指示がある場合は、その指示を満たさないもの

４　見積金額について

(1)　見積額は、各案件において特段の指示がない限り、当該案件の履行に要する一切の費用を見積も

るものとします。
(2)　電子調達システムに入力する金額は、消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き金額」という。）としてください。
(3)　見積書に記載する金額は提出方法の別を問わず、税抜き金額、消費税額及び消費税込み金額をそれぞれ記載してください。なお、消費税額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

６　契約の相手方について
提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格を提示された事業者を契約の相手方とします。
予定価格の制限の範囲内で最も安価な価格を提示した者が２者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、「くじ引き」により決定します。

７　見積合わせ結果について
契約の相手方に決定した事業者には当部から連絡します。なお、見積提出事業者の商号又は名称及び見積金額は、原則として電子調達システム上にて公開することとします。システムでの確認ができない場合は、上記２連絡先までお問い合わせください。

８　契約書等作成の要否について
会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

９　その他
(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
(2) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合には、別途選定した者への見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
(3) 発注者の都合により、調達をとりやめる場合があります。

10　電子調達システムに関する問い合わせ先
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク
電話　０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）
　　０３－４３３２－７８０３（ＩＰ電話等をご利用の場合）
時間　平日9:00～17:30
　　（国民の祝日・休日、12月29日から１月３日までの年末年始を除く。）
電子調達システム　https://www.p-portal.go.jp/

【見積書記載要領】

各社の任意様式で結構ですが、以下の吹き出し部分の内容は必須です。

見　積　書

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

宛名はこのとおり記載

中部管区警察局
石川県情報通信部長　殿

以下のとおりお見積します。

会社名、代表者名、
連絡先を記載

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
社名　〇〇株式会社
代表者　代表取締役　〇〇　〇〇
連絡先　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者　〇〇　〇〇
担当連絡先　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

いずれの方法で提出する場合でも、税込金額を記載。

件名　〇〇〇〇

金額　￥〇，〇〇〇，〇〇〇．－

担当者氏名（フルネーム）と担当者連絡先を記入してください。
※代表連絡先と同じ場合も記載

内訳

品番	品　名	規　格	数　量	単価	金　額	備　考
1	〇〇〇	〇〇〇	〇 個	〇〇〇	〇〇，〇〇〇	
2	〇〇〇		〇 個	〇〇〇	〇〇，〇〇〇	
3	〇〇〇		〇 個	〇〇〇	〇〇，〇〇〇	
4	〇〇〇		〇 個	〇〇〇	〇〇，〇〇〇	
5	〇〇〇		〇 個	〇〇〇	〇〇，〇〇〇	
			小計		〇〇，〇〇〇	
			消費税		〇〇，〇〇〇	
			合計		〇〇，〇〇〇	

品名、規格、単位は仕様書の記載に合わせてください。ただし、発注者側の許可を得て相当品により見積もる場合は相当品の規格を記載してください。

消費税に１円未満の端数が生じる場合は切り捨てとしてください。

仕様書

1　契約件名

ネットワーク接続環境（移動回線）　１式

2　目的及び契約内容

中部管区警察局石川県情報通信部情報技術解析課に配備されている解析用資機材（以下「解析用資機材」という。）において業務上必要な音声通話、又はネットワーク通信を利用するため、移動通信回線（SIM）を調達するもの。

主な契約内容は、以下のとおりとする。

(1)　回線数

２回線とする。ただし、法人契約とし、モバイルネットワーク回線にあっては、ドコモ回線、au回線、ソフトバンク回線及び楽天モバイル回線のうち、異なる２回線とする。

(2)　SIM種別

音声通話対応SIM（NanoSIM）であること。

(3)　通信方式

4G LTEであること。

(4)　データ通信容量

１回線当たり月10GB以上であること。

(5)　音声通話

音声通話機能を有すること。

(6)　SMS

SMS機能を有すること。

(7)　利用料金

別途受注者の定める契約約款（以下、「約款」という。）に定めるとおり。

なお、契約期間中に回線数、通信容量その他契約内容を変更する必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、変更できるものとする。

3　契約期間

回線利用開始日については、契約締結日の属する月の翌月１日からとする。

月額利用料金については、回線利用期間の開始日から発生するものとする。

4　業務内容

出張、外勤その他の出先において、解析用資機材を用いて音声通話又はインターネットに接続し、業務に必要な連絡情報の閲覧、各種システムの利用等を行う。

5　代金の請求

受注者は、毎月の利用料金その他契約に基づき発生した費用について、当該月分をとりまとめ、発注者に請求するものとする。

請求に当たっては、必要に応じて次の内容を確認できる明細を添付するものとする。

(1)　対象年月
(2)　契約回線名
(3)　基本利用料金
(4)　通話料金
(5)　データ通信に係る追加料金
(6)　オプション利用料金
(7)　初期費用、SIM再発行費用その他の費用
(8)　消費税その他必要な税額
(9)　請求金額合計

発注者は、適正な請求書を受領した後、所定の支払期日までに代金を支払うものとする。

なお、支払方法にあっては、銀行振込とする。

6　その他

(1) 本仕様書の内容について疑義が生じたとき又は仕様書に定めのない事項については、約款によることを原則とし、必要に応じて発注者と受注者との協議により決定する。
(2) 受注者及び本役務に従事する作業者は、作業の実施に当たって知り得た業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。
(3) 通信障害等が発生した場合、受注者は状況の確認及び復旧対応を行い、必要に応じて発注者へ状況を報告するものとする。
(4) SIMの紛失、盗難その他不正利用のおそれが生じた場合、発注者は、受注者に対してその旨を通知する。通知を受けた受注者は、速やかに回線停止等の必要な措置を講じるものとする。